

様式第十八の四(第11条の3第3項関係)

認定事業適応計画の内容の公表

1. 認定の日付

令和4年4月26日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社帝国ホテル

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、渡航制限によるインバウンド需要の消失、外出・イベントの自粛、飲食店への営業時間短縮要請など経営環境が激変し、売上の急減により当社業績は甚大な影響を受けた。コロナ収束後の宿泊需要回復を見据え、国際的な観光都市である京都にホテルを新規出店し、ホテルブランドの向上と収益の拡大を目指す。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度(2027年3月期)のROAが基準年度(2021年3月期)のROAを5%ポイント以上向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

財務内容の健全性の向上としては、計画終了年度(2027年3月期)において、当社の有利子負債がキャッシュフローの10倍以下を目標としている。また、経常収支比率は100%を上回る予定である。

(4) 事業適応の類型事業適応の類型

成長発展事業適応

(5) 計画の対象となる事業(日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード)

「751 旅館、ホテル」

(選定理由)

当社は、ホテル及び料飲施設の運営、不動産賃貸事業を展開している。主たる事業であるホテル事業は、新型コロナウイルスによる需要縮小で大きな影響を受けおり、新たな需要開拓による業績回復が課題であることから、同事業における事業適応を実施する。

(6) 事業適応の具体的内容

国の登録有形文化財ならびに京都市の歴史的風致形成建造物に指定される「弥栄会館」の一部を保存活用

したホテルを京都に新規出店する。

2022年に弥栄会館保存部分の譲渡を受けて土地の賃借を開始し、ホテル建設工事を開始する。客室約60室、レストラン、バー、スパ・プール等のウェルネス施設を備えたスモールラグジュアリーホテルとする計画で、2026年春の開業を予定している。

以上により、計画終了年度である2027年3月期において、当該新商品の売上高が全体の売上高の1%以上となることを目指す。

・産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合:有

(7)事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期:2022年4月

終了時期:2027年3月